

砂利採取業者の登録申請について

産業振興課あてに以下 1.～9. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、合格証は登録済み通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 10.～11. も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 砂利採取業者登録申請書 | 1 部 |
| 2. 誓約書（事業者名で提出） | 1 部 |
| 3. 誓約書（業務主任者名で提出） | 1 部 |
| 4. 業務主任者証明書（事業者名で提出） | 1 部 |
| 5. 業務主任者試験合格証（認定証） | 1 部 |
| 6. 業務主任者の住民票（コピー不可） | 1 部 |

（注）千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 7. は、申請者が個人の場合のみ提出》

- | | |
|-------------------|-----|
| 7. 申請者の住民票（コピー不可） | 1 部 |
|-------------------|-----|

（注）千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 8.～9. は、申請者が法人の場合のみ提出》

- | | |
|-------------------------|-----|
| 8. 業務を行う役員全ての住民票（コピー不可） | 1 部 |
| 9. 登記事項証明書 | 1 部 |

（注）「目的」欄に「砂利採取業」に類した事項があることが必要です。

-
- | |
|------------------------|
| 10. 470円分の切手を貼付した返信用封筒 |
|------------------------|

（注） A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

- | |
|--------------|
| 11. 10円切手13枚 |
|--------------|

（注） 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

- | |
|---|
| 12. 住民票、登記事項証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。 |
|---|

【作成方法】

1. 砂利採取業者登録申請書

- (1) 千葉県収入証紙13,000円分を用意する。
- (2) 事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの名称、所在地を記入する。
- (3) 事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの事務所ごとに業務主任者を置く。
※監査役又は監事は業務主任者となることはできないので注意すること。
- (4) 業務を行う役員の氏名については、株式会社、有限会社の場合は、取締役全員の氏名を、
合名会社、合資会社及び合同会社の場合は、業務執行役員全員の氏名を記入する。
※監査役又は監事の氏名は記入しないこと。

2. 誓約書（事業者名で提出）

第1号様式（申請者用）を使用する。

3. 誓約書（業務主任者名で提出）

- (1) 第1号様式（業務主任者用）を使用する。
- (2) 業務主任者を2人以上置く場合は、各人それぞれ作成する。

4. 業務主任者証明書（事業者名で提出）

事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれについて記入する。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がございましたら、電話等でお問い合わせください。  
申請する前にFAXいただければ下見もいたします。  
~~~~~

【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555